



大戸川ダム建設事業に関する不当要求行為等対策連絡会 を設立しました



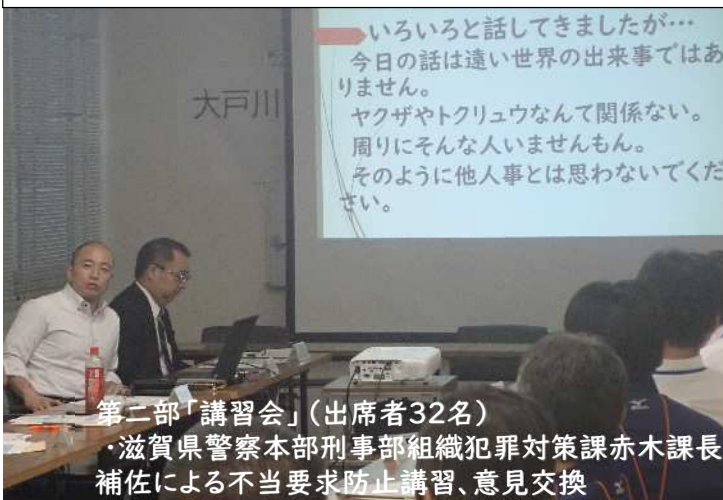
大戸川ダム工事事務所

大戸川ダム建設事業は、昨年度より付替県道栗東信楽線やダム本体用の工事用道路の設置工事に着手しています。
今後、ダム建設工事が本格化するのに伴い、予期せぬ不当要求行為等からダム建設事業の現場、受注者、職員並びに関係地元住民の安全を守るため、警察等の関係機関と連携を取り、円滑な事業執行を進めて行くことを目的に不当要求行為等対策連絡会を設立しました。

○日 時：令和8年7月28日（火）14:00～16:00

○場 所：大戸川ダム工事事務所 会議室

○構成員：滋賀県警察本部、大津警察署、草津警察署、甲賀警察署、
（公財）滋賀県暴力団追放推進センター、滋賀弁護士会、滋賀県、大津市、栗東市、甲賀市、工事受注業者、近畿地方整備局総務部・用地部、
大戸川ダム工事事務所



第二部「講習会」（出席者32名）

・滋賀県警察本部刑事部組織犯罪対策課赤木課長補佐による不当要求防止講習、意見交換



第一部「定例会」（出席者31名）

・会則の制定、情報共有、関係機関の連携強化の確認



滋賀弁護士会
民事介入暴力対策委員会
富塚弁護士



滋賀県警察本部
吉田組織犯罪対策課長



（公財）滋賀県暴力団
追放推進センター
伊藤専務理事



有田事務所長

ダム事業の現況の共有のほか、県下の不当要求行為や暴力団等の情勢状況、特殊詐欺等からの未然防止策などの講習や意見交換が行われました。



【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局
大戸川ダム工事事務所 総務課
〒520-2144 滋賀県大津市大萱一丁目19-32
077-545-5675（代表）

